

# 平成28年度第1回千葉市障害者差別解消支援部会議事録

1 日時 平成28年11月14日（月曜日）午後8時42分～午後9時7分

2 場所 千葉市役所8階 正庁

3 出席者

（委員）入江委員、小川委員、菊池委員、木村委員、黒川委員、佐久間委員、  
島田委員、高木委員、高山委員、土屋委員

（事務局）鳩川高齢障害部長、柏原障害者自立支援課長、根岸障害福祉サービス課長、  
佐藤精神保健福祉課長 他7名

計21名

4 議題

（1）部会長の選出について

（2）部会長職務代理の選出について

（3）障害者差別解消支援部会の概要及び相談対応状況について

5 議事の概要

（1）部会長の選出について

委員の互選により、土屋委員を部会長とすることに決定した。

（2）部会長職務代理の選出について

委員の互選により、高山委員を部会長職務代理とすることに決定した。

（3）障害者差別解消支援部会の概要及び相談対応状況について

事務局より、障害者差別解消支援部会の概要及び相談対応状況について説明の後、  
質疑応答が行われた。

6 会議経過 別紙のとおり

## 午後 8 時 4 2 分開会

(若林障害者自立支援課課長補佐) それでは、ただ今から、平成 28 年度第 1 回障害者差別解消支援部会を始めさせていただきます。

司会進行を務めさせていただきます、障害者自立支援課の若林です。よろしくお願いいたします。

それでは、会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

はじめに、「次第」、「委員名簿」、「座席表」。

次に、資料 1 といたしまして「障害者差別解消支援部会の概要及び相談対応状況について」、別添 1 といたしまして「千葉市における障害者差別に係る相談の流れ」、別添 2 といたしまして「障害を理由とする差別の解消に関する対応要領について」、別添 3 といたしまして「障害者差別に関する相談事例について」、参考資料 1 といたしまして「千葉市障害者施策推進協議会条例」、参考資料 2 といたしまして「千葉市市長部局、消防局、病院局、行政委員会及び議会事務局における障害を理由とする差別の解消の推進に係る対応要領」。

以上となります。不足等がございましたら、お申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、会議の開催に当たりまして、高齢障害部長の鳩川よりご挨拶申し上げます。

(鳩川高齢障害部長)鳩川です。先ほど開催されました障害者施策推進協議会に引き続き、障害者差別解消支援部会にご出席いただき、ありがとうございます。

本日の部会ですけれども、本年 4 月の障害者差別解消法の施行に伴いまして、障害者差別に関して、より効果的に、かつ円滑な取組みを行うために、各委員の皆さんにご協議いただくことを目的に設置したものであります。

本日は、第 1 回目ということで、本部会の会長及び職務代理者をご選任いただくとともに、本部会の概要、また、今年度上半期の相談対応状況等を説明させていただきます。

委員の皆様には、ご意見、ご助言いただきながら、本市における障害者差別の解消に向けて、一層取り組んで参りたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ですが、以上でございます。

(若林障害者自立支援課課長補佐) 本日は、初めての部会となりますので、ここで私から、委員名簿の順に、部会委員の皆様をご紹介します。

はじめに、入江康文委員でございます。

次に、小川日出男委員でございます。

次に、菊池裕美委員でございます。

次に、木村章委員でございます。

次に、黒川章子委員でございます。

次に、佐久間水月委員でございます。

次に、島田貴美代委員でございます。

次に、高木信宏委員でございます。

次に、高山功一委員でございます。

次に、土屋稔委員でございます。

なお、河野功委員でございますが、本日は欠席との連絡をいただいております。

続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

初めに、さきほど挨拶いたしました、高齢障害部長の嶋川でございます。

次に、障害者自立支援課課長の柏原でございます。

次に、障害福祉サービス課課長の根岸でございます。

次に、精神保健福祉課課長の佐藤でございます。

その他の職員につきましては、お手元の「座席表」にて、ご確認いただき、紹介は省略させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の部会は、千葉県情報公開条例第25条に基づき、公開となっております。議事内容につきましても、事務局が議事録を作成し、ホームページ等で公開いたしますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。お手元の次第をご覧くださいと存じます。

議題の(1)、部会長の選出についてです。議事の進行につきましては部会長が行うこととなっておりますが、部会長が選出されるまでの間、嶋川高齢障害部長を仮議長として進行したいと存じますが、よろしいでしょうか。

ご異議がないようですので、嶋川部長を仮議長として議事を進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

(嶋川高齢障害部長) はい、それでは、自席で行いたいと思います。部会長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。

部会長の選出につきましては、千葉県障害者施策推進協議会条例第8条第4項の規定によりまして、委員の互選で定めることとなっております。委員の皆様からご意見等、ございますでしょうか。

はい、高山委員。

(高山委員) メンバーに選出されました、千葉県身体障害者連合会の高山です。

部会長には、地域福祉を推進する団体である千葉県社会福祉協議会の会長として、ご尽力され、実績と経験が豊富であります、土屋委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(嶋川高齢障害部長) はい、ただいま、部会長に土屋委員を推選する旨のご提案がございました。いかがでしょうか。

≪「異議なし」の声あり。拍手。≫

(嶋川高齢障害部長) はい、それでは、ご異議がないようですので、土屋委員におかれましては、部会長をお願いしたいと思います。席の方へお移りいただきまして、就任のご挨拶をいただき、その後、議事の進行をお願いしたいと存じます。

(土屋部会長) では、失礼いたします。土屋でございます。

皆様のご推挙によりまして、重責たる職を仰せつかりました。なにぶん微力ではございますけれども、円滑な議事運営に全力で努めて参りますので、皆様からのご協力をよろし

くお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。どうぞお願いいたします。

それでは、議題の（２）を、私の方から進めさせていただきます。

まず、職務代理の選出ということでございますが、私どもの職務代理としましては、障害者施策推進協議会条例によりまして、職務代理は私が指名することとなっております。私からのご指名をさせていただきます。

私といたしましては、長年、市の身体障害者連合会の会長としてご尽力されて参りました、また、障害者自身の視点から、市の障害者施策の推進にあたりまして、様々なご提案をなされてきました高山委員に、職をお願いしたいと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。

≪「異議なし」の声あり。拍手。≫

（土屋部会長）はい、それでは、異議なしとのことなので、高山委員に本部会の職務代理をお願いしたいと思っております。

こちらのほうにご移動いただければと思います。

では、ご就任の挨拶を、よろしく申し上げます。

（高山部会長職務代理）土屋会長の義理堅さに敬服いたします。推薦させていただいた、その途端に代理を、というようなことで、本当に皆さん素晴らしい方達の中から、こういう役職をいただいて、本当にありがとうございます。一生懸命頑張らせていただきますので、皆さんのご協力、よろしく申し上げます。

（土屋部会長）はい、どうもありがとうございました。

それでは、議題の（３）に移りたいと思っております。議題（３）でございますが、障害者差別解消支援部会の概要と、相談対応状況について、事務局からご説明をお願いします。

（柏原障害者自立支援課課長）障害者自立支援課長の柏原でございます。

それでは、議題（３）、障害者差別解消支援部会の概要及び相談対応状況について、説明をさせていただきます。

座ったままで、説明させていただきます。

では、お手元の資料１をご覧ください。まず、１、障害者差別解消支援部会の概要についてです。

（１）、部会設置の趣旨ですが、障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえ、障害者差別を解消するための取組みを、効果的、かつ円滑に行うため、情報を共有するとともに、それぞれの機関等における経験や専門知識を持ち寄り、障害者からの相談への対応等について協議する場として、千葉県障害者施策推進協議会の部会として、この障害者差別解消支援部会を設置いたしました。

なお、障害者差別解消法に規定されている障害者差別解消支援地域協議会ということになります。

（２）、部会の取扱事項についてですが、大きく２つございます。

１点目として、障害者差別に係る相談事例の共有です。

相談窓口に寄せられた相談事例等につきまして、関係機関で障害者差別に関する共通認識を持ち、地域全体の相談に係る対応力の向上につなげます。

2点目といたしまして、障害者差別に係る相談の解決に向けての助言等です。

広範多岐にわたる相談事例の解決にあたって、関係機関等の役割に応じて、相談の解決に向けての助言等を行います。

次に、2、本市の障害者差別解消に係る取組みについてです。

(1)、専用相談窓口の開設ですが、平成28年4月、障害者自立支援課に障害者差別に関する専用の相談窓口を開設いたしました。

なお、本市における障害者差別に係る相談の流れについてを、別添1でご説明したいと思っております。

別添1をご覧ください。A4横の資料の図表でございます。

千葉市における障害者差別に係る相談の流れですが、一番上の市民等からの相談に始まりまして、一番下の解決に向けての流れを示しています。

一番左の流れは、相談を受けた市職員による説明等によりまして、相談者をご納得いただける、詳しい説明で、より分かったということでご納得いただける場合です。

左から2番目の流れは、事業者等に対する状況確認が、市職員で対応可能な場合で、市職員が事業者等のもとに赴きまして、状況を確認のうえ、相談者の申し出への対応を求めるところでございます。

なお、その申し出の結果について、相談者の求めに応じまして、後日、内容を説明することとしております。

真ん中はちょっと飛ばしていただきまして、一番右側の流れですが、県内他市における相談など、本市の対応が困難な場合は、千葉県の条例により設置しております広域専門指導員と連携いたしまして、相談につなげることとしております。

真ん中の流れですが、本部会に関連する流れを示しているものです。相談を受けた事案について、情報共有すべき事案である場合や、関係機関等の幅広い意見を基に対応すべき事案である場合に、本部会を開催させていただきまして、相談事例の共有、相談解決に向けての助言等をご協議いただきたいと思いますと思っております。

なお、紛争解決に向けての斡旋や調整等については、状況に応じまして、一番右端のところがございます、千葉県の条例による対応、県の調整委員会につなげ、解決を図ることとしております。

では、資料1に、戻っていただきまして、(2)障害者差別解消法施行に関する広報でございますが、市のホームページによる広報やポスターの掲示、リーフレットの配布等を行いました。今後は、千葉市版のリーフレットを作成し配布するとともに、障害者差別解消に係る講演会を開催する予定でございます。

(3)本市職員の適切な対応の徹底についてですが、本市の職員が遵守すべき服務規律の一環として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を策定しましたので、それに基づきまして職員研修や所属長からの伝達を通じて、対応要領を踏まえた適切な対応を徹底しています。

なお、参考に、本市職員や民間事業者への研修に使用している資料として、別添2の冊子を配付してございます。

次に、3、障害者差別に関する相談対応状況です。

平成28年4月に窓口を開設したわけですが、平成28年10月末現在、12件の相談が寄せられております。

なお、相談内容の内訳として、交通機関による相談5件以下、記載のとおりでございます。

では、次に、本市に寄せられました相談事例について、ご説明をさせていただきたいと思っております。2点ございます。別添3をご覧ください。

障害者差別に関する相談事例について、2点、ご説明いたします。

まず、囲みの上、相談の事例1についてです。交通機関における合理的配慮の提供に関する要望でした。

相談内容ですが、電動車椅子を使っており、公共交通機関を利用しているが、車両への乗降の際に、ホームとの間に渡される簡易スロープの幅が狭く、乗りづらい状況を改善してほしい、とのことでした。

本市の対応ですが、市職員が当該運営事業者を訪問し、現状を聞き取りました。

事業者からは、簡易スロープについて、現在、順次新しいタイプに切り換えているところであるとの返答があり、実際に、その新しいタイプのスロープを確認したところ、従来使用していたタイプより幅が広いものに変更となっており、相談者の要望どおりであることが確認できました。

なお、事業者に対し、今後も障害者差別解消法の趣旨等を順守していただきまして、引き続き、更なる合理的配慮の提供について理解を求めて参りました。順次改善に努めたいとの返答を得たところです。

次に、事例2ですが、一般サービスにおいて、差別的な扱いを受けたことに関する申し出でした。

相談内容ですが、市内のプールを利用しており、その際、障害者手帳を呈示し施設利用料の減免を受けていますが、一部の従業員についてなんですけれども、挨拶しても目を合わせず、しかめ面をされるなど、態度が悪かったことがあったそうです。

なお、この件について、相談者は、施設の管理会社に改善を求めたところなんですけど、その後、その従業員から、じろじろ見られるなど、余計に態度が悪くなったため、本市に改善を求めてほしいとのことで、相談がございました。

本市の対応ですが、市職員が当該施設の管理会社を訪問し、障害者差別解消法の趣旨等を説明のうえ、対応状況を聞き取ったところ、事業者から、本件について不適切な対応であったとの説明がございまして、すぐに従業員間で情報共有のうえ、適切なサービス向上に努めたいとの返答がありました。

なお、数日後に、その管理会社の管理責任者の方から当課に連絡がございまして、相談者本人が相談しやすいように、窓口として当該管理責任者が担当となりまして、話し合いの場を持つようにしたとの報告がございました。

今後も、本市といたしましては、相談内容に応じまして、このように事業者や関係部局等に状況確認のうえ、合理的配慮を促すなど、差別の解消に努めてまいります。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

(土屋部会長) はい、どうもありがとうございました。ただいま当部会の役割、及びこれまでの市に寄せられた相談の状況についてご説明いただきましたが、委員の皆さんも当部会の役割を今日初めて聞かれるかと思しますので、色々ご意見あろうかと思しますので、ご質問、ご意見ある方は挙手をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

よろしいですか。

では、私からひとつ。この部会は開催頻度というか、どのくらいのインターバルというか、そういう予定が分かれば教えていただきたいと思えます。

(柏原障害者自立支援課課長) 障害者自立支援課長でございます。

開催の頻度といたしまして、思ったより相談件数が少なく、また、やはり不特定多数の方による、雰囲気による苦情というのがございまして、例えば、態度が悪いという通報があったとして、でも、それは一体いつの誰が行ったことであるということが特定できないということが多く、こういったところで、事例発表が難しい部分も結構ございます。

ですので、半年に1回はこういった種別での状況報告と、具体例の提案はさせていただきたいと思っております。概ね半年に1回ということを目安に考えております。

以上でございます。

(土屋部会長) はい、わかりました。その他、ご質問以外でも何かご意見あれば、承ります。

はい、島田委員、どうぞ。

(島田委員) 千葉市手をつなぐ育成会の島田です。

差別解消の前段の部分なのですけれども、知的障害の方というのは、最近、社会参加するようになってきたというところがあって、周りの方がやっぱり理解を、なかなか、する機会が少なかったということがあって、まずは障害特性を社会に向けて啓発していかなければいけないんじゃないかっていうことになっています。

外で色々なトラブルが起こった時に警察の方が必ず介入してくださるということがあるのですが、今、手をつなぐ育成会の全国組織のほうで、近くの交番のおまわりさんに対して、まず理解をしていただくという活動をしています。

今回、全国的なもので冊子なんかも作ったりしているのですが、こういうものを持って行くことで、中央警察署の方に繋がる事が出来て、ご理解をいただいて、先日10月に警察の方々の研修会が3日ほど行われたんですけれども、その中でお時間を1時間ずついただいて、3日間、知的障害についての理解をしてください、という簡単なお話をさせていただきました。

その研修を3日間行って、それで300人の警察官の方々に受けていただいたんですが、早速施設からの帰りに、中央署所管内でトラブルが起こって、簡単なトラブルだったらしいんですけども、たまたまその研修を受けたおまわりさんがちょうど来て下さって、この人は知的障害かもしれない、という研修の内容を思い出して下さって、とてもスムーズな対応をして、パニックも起こさず、すぐに施設のほうへ連絡が行って、事なきを得たということがありました。

多分色々なところで差別を発見するよりも、知的障害の場合は、まず理解を広げていこうというような活動をしています、というご報告です。

(土屋部会長) はい、では、ご報告ということでよろしいですね。

他にございますか。はい、入江委員。

(入江委員) すいません、この相談窓口みたいなものは、公表されたものはどこかにあるのでしょうか。

(土屋部会長) 障害者自立支援課長、どうぞ。

(柏原障害者自立支援課課長) はい、この相談窓口におきましては、ホームページで公開しております。

また、こういった会議ですとか、関係機関の会議ですとか、差別解消法施行に伴っての講演をお願いされた場合には、この相談窓口を、先程の資料を使いまして、周知するように努めております。以上です。

(土屋部会長) そのホームページで公開している窓口というのは、どこなんですか。

(柏原障害者自立支援課課長) はい、先程ご紹介しました、障害者自立支援課に専用の電話番号がございます。また、専用の電子メールもございまして、障害者自立支援課あてに届くようにしております。

(土屋部会長) 入江委員、よろしいですか。

はい、他にございませんか。よろしいですか。

では、他にご発言がございませんようなので、本日はこれですべて終了といたします。

なお、この会議の議事録でございますけれども、作成につきましては事務局と私にご一任いただけますでしょうか。よろしく申し上げます。

以上で、第1回障害者差別解消支援部会を閉会といたします。

それでは、事務局のほうに司会をお願いいたします。

(若林障害者自立支援課課長補佐) 委員の皆様、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の障害者差別解消支援部会を閉会させていただきます。

なお、次回の部会ですが、先程申し上げましたが、改めて事務局のほうよりお知らせいたしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

午後9時7分閉会